

認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム「蔵 発寒」

重要事項説明書

作成日：令和7年9月1日

1. 事業主体概要

事業主体名	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム「蔵 発寒」
法人の種類	有限会社 エヌ・ジェイ・エヌ共生
代表者	代表取締役 永塚 とし子
所在地	札幌市北区新川2条10丁目1番35号 Tel (011)769-5250 Fax (011)766-0215
他の介護保険関連事業	・ 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム「蔵」

2. ホームの概要

ホーム名	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム「蔵 発寒」
ホームの目的	その人個々の状態に合わせた対応ができ、家庭的な環境で生活を支援する。また、地域との交流を図り、心安らぐ、安心した生活を送れる事を目的とする。
運営方針	利用者の自発性、意志の尊重、選択の自由、プライバシーの保護を大切にし、個別の介護計画を基に、適切なサービスを提供する。
ホームの責任者	阿部 美樹
開設年月日	平成15年6月27日
保険事業者指定番号	札幌市 0170400832
所在地、電話・FAX	札幌市西区発寒2条2丁目3番20号 TEL (011)671-8533 FAX (011)671-8533
交通の便	地下鉄 発寒南駅より 徒歩15分 JR 琴似駅より 徒歩15分 地下鉄 琴似駅より 西48新川発寒線(中央バス) 発寒4条4丁目より徒歩7分 西49新川発寒線(中央バス) 発寒4条4丁目より徒歩7分
居室の概要	ユニット名 せせらぎ 定員 9人(個室9室) 設備: 照明器具、クローゼット、暖房 面積: 9.72 m ² ユニット名 きさらぎ 定員 9人(個室9室) 設備: 照明器具、クローゼット、暖房 面積: 9.72 m ²
共用施設の概要	ユニット名 せせらぎ(1階) 居間及び食堂1 台所1 浴室1 トイレ2 洗面所1 ユニット名 きさらぎ(2階) 居間及び食堂1 台所1 浴室1 トイレ2 洗面所1

防犯防災設備 避難設備等の概要	・火災受信機 ・非常出口誘導灯	・消火器 ・煙探知機	・自動火災報知（連動起動付） ・スプリンクラー
緊急対応方法	365日24時間、契約医療機関「静明館診療所」と連絡体制あり。		
損害賠償責任保険加入先	東京海上火災保険		

3. 職員体制（せせらぎ）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1人		1			・介護福祉士
計画作成担当者	1人		1			・介護福祉士
介護従事者	8人	5		1	(2)	・介護福祉士 ・准看護師 ・実務者研修修了・認知症介護基礎研修修了
(看護師)	(1人)		(1)			・保健師

職員体制（きさらぎ）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1人		1			・保健師
計画作成担当者	1人		1			・介護支援専門員
介護従事者	8人	5	1		(2)	・介護福祉士 ・認知症介護基礎修了 ・ホームヘルパー2級他
(看護師)	1人		(1)			・保健師

4. 勤務体制（1ユニット）

昼間の体制	3～4人	(常日勤 9:00～18:00 1人) (A 番 8:00～17:00 1人) (B 勤 8:30～17:30 1人) (C 番 10:30～19:30 1人)
夜間の体制	1人	(夜勤 17:30～翌 9:30 1人)

5. 職員の職務内容

管理者	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、病院、居宅支援事業所などと連絡調整を行う。
介護従業者	利用者に対して必要な介護及び支援を行う。またご家族に対しても思いを受け

	とめ、信頼関係を構築する。
看護職員	日常の利用者の健康チェック、医師との連絡調整及び処置を行う。

6. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等
食事の提供	40,000 円 / 月 1,340 円 / 円 （朝食：340 円、 昼食：450 円、 夕食：550 円）
居室料	40,000 / 月（1,334 円/ 日）生活保護受給者：36,000 円/月（1,200 円/日）
光熱費	22,700 円 / 月（757 円/ 日）
暖房費	8,000 円 / 月（10 月～4 月まで）（267 円/日）
その他	◇ オムツ等個人で使用した品物は自己負担となります。 ◇ 食事を提供しなかった場合の食材料費は、月額から 1 食単位の食材料費を差し引いた金額を請求いたします。 ◇ 月途中での入退居した場合の入退居月の取扱い 入居日数（入退居日を含む）に応じて、基本料金、家賃、光熱費及び暖房費は、日額に入居日数を乗じた金額を請求します。食材料費は、食事を提供した分を 1 食単位で請求します。 ◇ 入院・外泊期間の初日及び最終日を除き、基本料金、光熱費及び暖房費は請求いたしません。家賃は入院又は外泊期間中であっても請求いたします。

基本料金

【1 割負担の場合】

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本日額	759円	764円	799円	823円	840円	857円
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	なし	38円/日額				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/日額					
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	164円	165円	172円	177円	180円	184円
日額合計	941円	985円	1027円	1056円	1076円	1097円
口腔衛生管理体制加算	31円/日額					
科学的介護推進体制加算	41円/日額					
協力医療機関連携体制加算	101円/日額					
月額合計(30日)目安	28,403円	29,723円	30,933円	31,853円	32,453円	33,083円

※月額合計は、計算方式の都合により、日額からの月額計算と誤差があります。

※初期費用として入居後 30 日間と、1 ヶ月以上の入院で退院再入居の場合は、上記費用に日額 31 円が加算になります。

負担割合が 2 割の方は、概ね 2 倍の金額になります。3 割の方は、概ね 3 倍の金額になります。

（初期費用も同様です。）

7. 入居に当たっての留意事項

外泊・外出	外出・外泊は自由ですが、外出・外泊を行う場合は、あらかじめ行き先や期間をお知らせください。知人等との外出・外泊については、家族の同意を条件とします。
所持品現金等	金品等は、利用者及びその家族において管理します。規定する預かり金以外の金品等の紛失・盗難などについては、ホームは一切の責任を負いません。
動物飼育の制限	動物飼育については相談に応じますが、他入居者等の健康管理上（アレルギー疾患等）、お断りする場合があります。
喫煙に関して	定められた場所以外での喫煙は、防災上お断りすることもあります。
飲酒に関して	飲酒は自由ですが、利用者の心身状態によっては止むを得ず制限することもあります。また、飲酒後の入浴は制限することがあります。

8. 協力医療機関

名 称	医療法人社団 静明館診療所
所在地・電 話	札幌市中央区南 14 条西 18 丁目 5-33・ Tel (011)215-5087
診 療 科	内科・神経内科・外科
協力医師	松山智子医師・五十嵐医師・大友宣医師
入院設備	なし
救急指定	なし
協力の概要	夜間・休日の緊急時対応あり。（医師による 24 時間 365 日連絡体制） 入院案内の紹介等。定期健康診断。予防接種。
＊ 利用者が入院した場合 入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる利用者については、退院後の再入居の受け入れ体制を整えています。（ただし、医療行為が常時必要な場合は除きます。）	

9. 協力歯科医療機関

協力医療機関名	医療法人社団白水会訪問診療部 はくすい歯カ
所 在 地	札幌市北区北 24 条西 14 丁目 3-8
電 話	011-717-8210 FAX 011-717-8241
診 療 科	歯科全般
協力の概要	訪問による歯科治療・定期的な検診と歯科衛生士による口腔ケアにより、生きがいと健康づくりに協力する。

10. 非常災害対策

防火管理者	鎧塚美由紀・上野貴彦
防火対策	火災報知器・消火器設置。 スプリンクラーを居間、台所、各居室等に完備。（平成 26 年設置） 自動火災報知（連動起動機能）完備。（平成 29 年設置）
非常災害時の対策	別に定めた消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制

	の整備などの非常災害への対策を講ずる。
避難訓練	年 2 回実施 (6 月・9 月)

11. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者名：せせらぎ 管理者 加納 直樹 きさらぎ 管理者 阿部 美樹 TEL (011)671-8533 FAX (011)398-8166
苦情処理の体制・流れ	1 利用者又は家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞く。 2 問題点を把握し、管理者、計画作成担当者及び介護従業者等で解決柵を検討・調整する。(必要に応じて検討会議を行う) 3 検討後速やかに、門団の解決柵について、利用者及び家族等に説明し、了承を得るとともに、具体的な対応を行う。 4 苦情の内容等に関する記録を行う。 5 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い、再発防止に努める。
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	① 機関名：国保連合会 総務部 介護保険課 苦情処理係 〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目 国保会館 TEL(011)231-5161 FAX(011)233-2178 ② 機関名：北海道社会福祉協議会内「北海道福祉サービス運営適正化委員会」 〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 3 階 TEL(011)204-6310 FAX(011)204-6311 ◇ その他、札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課や各区役所の保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。

12. 事故発生時

事故発生時窓口	責任者：阿部 美樹
事故発生時の処置	サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡を行う。また、要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

13. 個人情報の取り扱い

個人情報保護	当ホームが保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、法令等の規程に基づく場合を除き、本人（ご家族・後見人等）の同意なく、第三者に利用し、提供することはいたしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
個人情報利用範囲	利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に用いらさせていただきます。 ・適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため ・サービス利用にかかわる請求業務などの事務手続き ・サービス利用にかかわる管理運営のため ・緊急時の医師、関係機関への連絡のため ・ご家族及び後見人様などへの報告のため ・当ホームサービスの維持、改善にかかる資料のため ・当ホームの職員研修などにおける資料のため ・法令上義務付けられている関係機関からの依頼があった場合 ・損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合 ・特定の目的のために同意を得たものについては、祖の利用範囲内で利用する
肖像権	当ホームのホームページ、パンフレット、広報誌などにおいて、利用者の映像、写真を使用させていただきたい場合があります。その使用についての同意、不同意は入居契約時に決定することとします。

14. その他の重要事項

身体拘束 高齢者虐待防止	・ サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。 ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、文書にて利用者及び家族に説明し同意を得る。 ・ 身体拘束廃止委員会・高齢者虐待防止委員会 毎月実施 ・ 身体拘束・高齢者虐待の研修 年2回実施
感染症対策	・ 感染症の発生や感染拡大を防止するために、『感染症対策委員会』を毎月実施している。 ・ 年2回、感染症に関する研修会を実施
自己・外部評価	・ 定期的に（年1回）提供するサービスの自己評価を行い、また外部評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。 ・ 直近の自己評価及び外部評価の結果は別添のとおり。
情報の公開	・ 利用者・家族の方の求めに応じて、介護サービスの提供記録の開示をする。
ハラスメント対策	・ 職場におけるハラスメント、介護現場におけるハラスメントに対して毎月

	対策委員会を開催。 ・年 1 回職員研修を実施。
生産性の向上	・『利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会』を毎月実施

令和 7 年 4 月 12 日

(事業者)

ホーム名 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム蔵発寒
 住 所 札幌市西区発寒 2 条 2 丁目 3 番 20 号

説明者： 永塚とし子

私は、契約者及び本書免に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し、同意しました。

(利用者)

住 所

氏 名 印
 (代筆)

(利用者代理人)

住 所

氏 名 印